

葉山町議会基本条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
○葉山町議会基本条例 平成21年7月1日条例第13号 （議員研修） 第20条 （略） （災害時の対応） 第21条 議会は、災害時においても町民の生命及び財産を守るため、迅速かつ機能的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、葉山町議会業務継続計画（災害発生時に議会の機能と権能を堅持するために策定する行動基準をいう。）で定める。 （検討） 第22条 （略）	○葉山町議会基本条例 平成21年7月1日条例第13号 （議員研修） 第20条 （略） 〔 追 加 〕 （検討） 第21条 （略）